

議案第37号

守口市個人情報保護条例及び守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

守口市個人情報保護条例及び守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年6月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市個人情報保護条例及び守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(守口市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 守口市個人情報保護条例（平成11年守口市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第19条まで 略</p> <p>第20条 略</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第12条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法<u>第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第19条まで 略</p> <p>第20条 略</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第12条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法<u>第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>

(守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正)

第2条 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年守口市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号(法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報(法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第3条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる情報照会機関が、同表の第4欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合におい</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号(法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報(法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第3条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる情報照会機関が、同表の第4欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合におい</p>

て、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

以下 略

て、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。